

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる、国の退職金制度です。事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関を通じて納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共本部から退職金が直接支払われます。

❖ 制度の特色

- ・国の制度ですので、安心・確実・有利です。
- ・掛金の一部を国が助成します。 ※一部助成対象外あり

新規加入助成…初めて加入する事業主に対して掛金月額額の2分の1（従業員ごとに上限5千円）を加入後4か月日から1年間助成。

月額変更助成…1万8千円以下の掛金月額を増額した場合、増額分の3分の1を増額月から1年間助成。

- ・掛金は税法上、損金または必要経費として全額非課税になります。
- ・外部積立型で管理が簡単、また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額などもお知らせします。
- ・パートタイマーや家族従業員も加入できます。
- ・加入前の過去勤務期間や、転職した場合の企業間の通算制度があります。
- ・他の退職金・企業年金制度等との資産移換ができます。

※一部対象外となる場合あり

❖ 加入できる企業

中退共制度に加入できるのは、次の企業です。ただし、個人企業や公益法人等の場合は常用従業員数によります。

一般業種（製造・建設業等）	常用従業員数 300 人以下または、資本金の額・出資の総額 3 億円以下
卸売業	常用従業員数 100 人以下または、資本金の額・出資の総額 1 億円以下
サービス業	常用従業員数 100 人以下または、資本金の額・出資の総額 5 千万円以下
小売業	常用従業員数 50 人以下または、資本金の額・出資の総額 5 千万円以下

❖ 掛金の種類

掛金は全額事業主負担で、掛金月額額は5千円から3万円までの16種類から従業員ごとに選択できます。

また、短時間労働者の方は2千円、3千円、4千円の特例掛金月額も選択できます。

※申込時に短時間労働者であることを確認できる書類の提出が必要

❖ 退職金の額

退職金は、基本退職金と付加退職金の2本立てで、両方を合算したものが受け取る退職金額となります。ただし、掛金の納付が1年未満の場合は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回ります。2年から3年6か月では掛金相当額となり、3年7か月から掛金相当額を上回る額になります。

退職金の受給権者は、退職した従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。

❖ お問い合わせ先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（略称：中退共本部）

TEL 03-6907-1234

詳しくは「中退共」で検索してホームページをご覧ください。

URL <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>